

令和4年11月30日

内閣府地方創生推進事務局 御中

総務省自治行政局選挙部選挙課

令和4年11月22日付けで貴事務局から依頼があった件について、次のとおり回答します。

- ① 今回、つくば市から示された具体的な提案内容について、以下の項目ごとに、公職選挙法（立会人、管理者制度等）による保護法益に照らして、具体的にどこが問題なのか、どうすれば技術的課題を解決し実施できるか、総務省の見解とそれを踏まえた対応方針
- ・ マイナンバーカードを用いた厳格な個人認証（つくば市資料p8）
 - ・ やり直し投票と投票の秘密（同p9～11）
 - ・ セキュリティ対策及びシステムダウン対策（同p16～17）
 - ・ 投票内容の検証（同p10～11）

- ② ①に関連して、内閣府の委託事業として実施している有識者検討委員会に参加して、具体的な意見を述べることの可否

○ 模擬住民投票の実施にあたってのインターネット投票の個々の仕組みについては、技術的な検証を行うために、選挙制度にも知見のある有識者の参画を得て内閣府が設置した有識者検討会において議論、評価されるべきものと考えており、つくば市が独自に行った住民投票の内容等について、意見を申し上げることはない。

○ その上で、あえて申し上げるならば、投票のやり直しについて、現行の投票制度において認められていない中、インターネット投票のみやり直しを認めることは、投票機会の平等の確保の観点から課題があるものと考えている。

また、強要による投票を防止する観点からの提案と考えられるが、選挙情勢等によっては、一旦自らの意思で投票した者が、第三者の干渉を受け投票先の変更を強要されるような事態も考えられ、不正を惹起するおそれもあるのではないかと。

さらに、今回御提案のインターネット投票の対象者は郵便等投票対象者など投票所に行きたくても行けないような者を想定しているようであるが、当該者は選挙の当日に投票所に行くことができないと考えられることから、投票を上書きすることができず、制度として機能しないのではないかと。

○ なお、公職の選挙へのインターネット投票の導入にあたっては、投票管理者・立会人が不在の中で行われる仕組みであるため、本人確認の確実な実施、投票の秘密の確保、システムのセキュリティ対策などの選挙の公正確保の観点から解決すべき重要な課題があり、在外選挙インターネット投票の導入にあたっては、最新の技術等を踏まえて検討すべきものと考えている。

③ 郵便等投票、現行制度上立会人不在での投票が認められている投票方式について総務省が認識している課題（本人確認、第三者による干渉、郵送に係る負担 等）

④ ③の課題を克服する観点から、郵便投票等の対象者に限定してインターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

○ 郵便等投票は管理者・立会人が不在の投票であるため、なりすましや投票干渉の防止など選挙の公正確保の観点から、

- ・ 選挙人はあらかじめ選管から郵便等投票証明書の交付を受けて、投票用紙等の請求時に提示する必要があること
- ・ 投票用紙等の請求は、選挙人が署名をした文書によって行うこと
- ・ 投票用封筒の二重化により投票の秘密を確保し、外封筒には選挙人が署名すること
- ・ 投票干渉罪の規定を設けている

などの措置が講じられており、対象者を重度障害者等に限定する形で制度化されている。

○ このように、選挙の公正確保と投票機会の確保との調和の観点から、各党各会派における御議論を経て、郵便等投票の対象や制度が構築されてきたものである。

○ また、国内の郵便等投票については、郵送に要する時間や費用、郵便事情等の課題により投票が事実上困難となっているような状況になく、国内郵便等投票の対象者の投票機会は適切に確保されているものと考えている。

○ いずれにしても、投票機会の確保と選挙の公正確保の調和の観点から国会において議論が重ねられ、制度化された国内の郵便等投票制度の経緯を踏まえると、国内郵便等投票の対象者にインターネット投票を導入することも、新たな投票制度を導入するものであり、選挙制度の根幹に関わるものであることから、各党各会派における御議論が不可欠と考える。

⑤ 地方議会での合意等を得た自治体において、当該自治体の地方選挙に限定して、インターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

⑥ ⑤について、さらに、郵便投票等対象者に限定して、インターネット投票を認めることの可否、困難な場合はその理由

○ つくば市提案のインターネット投票については、現行制度上、重度の障害者等を対象とした郵便等投票など、極めて限定的にしか認められていない管理者・立会人不在の投票を国内の選挙において認めるものであるが、選挙の公正確保の観点から課題があり、選挙制度の根幹に関わる問題であるため、各党各会派における御議論が不可欠であり、特区として実験的に行うべきものではないと考えている。

- 特区に限ってインターネット投票を認めることとすれば、管理者・立会人が不在の投票が認められるかどうかについて自治体間で差異が生じることとなる。管理者・立会人の下での投票は選挙制度の基本的事項であることから、こうした差異を許容し得るかどうかについて各党各会派において十分に御議論をいただく必要があると考えている。
- 条例による記号式投票や電子投票の制度があるが、これらは単に投票所における投票にどのような方式を採用するかというものであり、管理者・立会人が不在の投票を自治体の判断に委ねるものとは異なる。
- なお、地方議会の合意については、どのような説明がなされ、どのような点に合意が得られたのか承知しておらず、コメントをする立場にない。

⑦ ⑤⑥に関連して、国政レベルでの合意形成が必要と考えられる場合、抽象論ではなく、国政レベルの各党各会派との合意形成に向けた具体的な総務省としての対応方針

- 民主主義の根幹である選挙制度については、これまでも各党各会派における御議論の積み重ねにより制度化されてきたところであり、新たな投票制度の導入という選挙制度の根幹に関わる事柄については、各党各会派において御議論いただくべきものと考えている。

⑧ その他、つくば市提案の「投票に行きたくてもいけない」又は「行きたいけど行くのが困難」な方の投票環境向上の観点から、ハード面、ソフト面で考えられる方策

- 現行制度において、郵便等投票、指定施設や滞在地での不在者投票などがあるほか、自治体によっては、投票環境向上の観点から、投票所までの移動支援や移動期日前投票所の設置の取組、共通投票所の設置、マイナポータルを活用した不在者投票用紙の請求などの取組が行われているものと承知している。
- 総務省では、これらの取組についてまとめた事例集を作成し、横展開を図ってきたところであり、引き続きそのような先進的な取組を推進していくこととしている。